

阿武郡報

第六十三號

大正十一年四月廿四日印刷
大正十一年四月廿五日發行

發行所 山口縣阿武郡役所
山口縣阿武郡萩町
第二千二百六番屋敷
印刷所 萩 馨 海 館

目次

□□ 表 彰	一町村長集會.....九
一阿武郡内神職及氏子總代聯合集會.....一〇	
一家産財團ノ造成(其ノ二).....一四	
一民力涵養活動寫眞筋書並標語當選.....一八	
一生活改善に關する標語.....二一	
□ 産 業	
一町村勸業主任集會.....二二	
一皇后陛下献上品及台覽品.....二八	
一史蹟名勝天然記念物講演會.....二九	
一地福村農會篤農家選定.....二九	
一阿武郡酒造組合生酒品評會.....三一	
一糶製菓組合の設立.....三二	
□ 兵 事	
一町村兵車主任集會.....三四	



表

彰

阿武郡椿村山下百合子(三)は遠く異域に在る未知の夫に嫁して能く苦節を忍び且養父母に對する孝養到らざるなく孝貞阿道を全ふすること茲に十年間現代婦人の鑑として東京希望社はさる四月一日之を表彰し同社發行の雜誌「希望」により廣く旌表せられたるか今回表彰狀に記念品を添へ本人へ傳達方同社主幹後藤靜香氏より阿武郡長へ依頼せられたるに依り本月十五日郡會議事堂に於て之が傳達式を舉

行せり左に表彰文其の他を掲げて社會教化の資となす

▼表彰文

拜啓御許歳多年の御篤行と終始一貫の御信念とを確開し敬服の至りに堪へず現代婦人に範を示し度希望誌上に發表致候茲に表彰の記念として別紙目録の通贈呈し微衷を表し候

大正十一年四月一日

希望社主幹

後藤静香

山下百合子様

▼記念目録

- 一、八代大将御揮毫 一軸
- 一、後藤静香著書 一部
- 一、歡喜 一部
- 一、曙光 一部
- 一、妙音 一部
- 一、白熱 一部
- 一、置時計 一個

▼「金剛の信」の題下に著述せられたる事實の内容

松陰先生で知らるゝ萩に、評判のいゝ八百屋があつた主人は河村某といつた。武士の様な氣分で只一錢の品でも一度自分の目を通さねば賣らさぬといふ程の律義、開業して四十幾年、店は榮々に榮え、今では二三十萬の資産もあらうといふ。大家族であるが、未だ嘗て争ひの聲を聞かぬ。女史は此の家に生れた。兄弟弟妹あゝ何不足もなく育てられた。父が亡くなつてからもう十四五年になる。

程遠からぬところに、山下某といふ同じ營業の商家があつた。信心が固まつた夫婦で、萬事に小じんまりとした、堅實な商賣をしてゐた。太一といふ息子があつた。志を立て、北米に行つた。いゝ青年だといふ噂が高かつた。

百合子は、小學校を終へ、明倫校の補習科も修了して容も心も美しい娘盛りとなつた。彼の女の母に只一つの念願が起つた。

「百合子を太一さんの嫁にして貰ひたい。此の願ひが叶つて、嫁入る姿を只一目見て死にたい。」

悲しくも老母の願は遺言となつた。「あれほどの望みだ

□ 遺言

□ 婚約

もの。佛を淨ばせねばならぬ」と話はすんまゝと進行した。親と親との相談で、現代の人々には極めて舊式と笑はれる婚約が成立つた。籍も送られ、女史は愈々新家庭の人となつた。まだ見ぬ夫を信じて身も靈も此の人のもの心定め、老いたる舅姑を、逝きたる生みの両親と思ひ、やさしく心から仕へてゐた。

太平洋を隔て、時折の郵便に思ひをかはす淋しい新郎新婦の生活も文通の重なるにつれて形式をはなれた柔かい暖みの溢るゝものと變つて來た。

□ 愛の波濤

愛は空面を超越する、知らぬ夫の姿がはつきりと見える。夜半無聲の聲を聞く、既に同棲してゐる様な感じさへ起るに至つた。

白熱の愛の波濤は颯々万里、彼方の岸に押し寄せた。そこには完全なる二人が成立した。婚約後五年、始めて女史の寫眞を送つたとき、太一氏には知りぬいた愛人の姿を見る様な感じがした。

□ 悪評

六年目が來た。「太一さんのね歸りはいつ頃になりませるか」と近所の人にも尋ねられる様になつた。尤もであるいくら何でも、嫁を貰つて、六年も其のままに棄て置く

とは亂暴過ぎる。實家からも山下の老父母からも、幾回となく「歸れ歸れ」の催促をする。一寸でも歸つて呉れよと懇願する。

先方からは、近いうちに歸るといふ返事だけで、遂に其の年も暮れた。

七年目が來ても、百合子の態度には何等の不安も見えなかつた。老人の世話から店の世話、何くれとなく甲斐々々しく働く。併し彼女が、親切にすればするだけ両親は心を痛めた。餘まりいぢらしい。花の様な嫁が、かうして只一人老けて行く。實家ではもう堪りかねて、怒り出した。

「百合子の馬鹿正直にも程がある。義理も人情も向うを見るが、いゝ。」

親類も、近所も、此の説に賛成であつた。百合子の實際を見ては同情しないではゐられなかつた。何年待つたからとて何の目あてがあるものか。

百合子に對する同情は、太一氏に對する非難となり、遂には随分と聞き苦しい噂さへも起つた。根、無い噂。一時は、枝も葉もつき花もつく。中には、見て來る様な話をするものさへ出來た。

「▲▲村の村長様の御話では、太一さんも愈々歸り

なさらぬさうな。」
「さうでせうとも。萩の様な田舎では仕方がありますまいから。」

亞米利加でお嫁さんをもつてゐなされるさうな。」

れ嫁さんの歳はいくつで、色が白いか黒いかいふ事まで知つてゐるものがある。もう世間では、太一氏が歸らぬこと、先方に妻たるべき婦人のあること、此の二箇條だけは断定してゐるらしい。
「實家でも疑ひ始めた。親族も殆どさうと認定した。」

「うの様な男に、百合子をやつて置かれるものか。可愛さうに……」
愈々實家へ呼び返しと相談がまとまつた

たとひ親の意志で決定した結婚でも、親の意志だけで離婚を強制しては餘りに残酷すぎる。百合子は家人始め周囲の人々の恩愛には感泣したが、歸れど強制には其のまゝに服従する事が出来なかつた。

彼女は夫を信じた。どんな噂が起つても、誰から何といはれても、たとひ噂の通りに棄てられても、最後の最後まで愛しぬきたい夫であつた。

□ 誘惑

氣質の通りは、容貌も愛らしい百合子。婚約したとい

ふもの、まだ開き初めればかりの蕾、乙女の様な優しさ無邪氣さが、一人人の同情を引いた。併し、淋しい空闘を守る女性には、單純なる同情とのみ解しにくい異性の親切も見せて來た
黄金の輝きを見せられることもあつた
地位と名望の威力をはのめかされることもあつた
女は優しくとも強い。万里の波のかなたに愛する幻を見つめて既に七年。今更惡魔の餌になるものか
待つた。まつた。八年待ち、九年待ち、さうして十年目の春が來た

□ 感謝

大正十年一月四日附太一氏の書信が届いた。

「百合さん。私は、幾度も歸る／＼と云つて、まだ其の運びに至らず、何とも申譯がありません。許して下さい私は、一日片時たりとも百合さんを忘れてはゐません。早く歸つて安心させたいと、朝夕日本の空を拜し、神佛に我身の無事を願ふと共に、愛する者の身の上に、何事も變ること勿れと念じて居ります。」

思へば長い年月、よくも忠實に留守居をしてくれました。老いたる両親の世話、一家の責任は勿論、見もせぬ私に盡さるゝ貞節。私はと任せ者はありません。本

當に、百合さんの恩義は、毛頭忘れません。私は神様に誓つて力の限り百合さんを愛しませう。世の中の普通の女に三四年は愚か只一年でも留守居して舅姑に仕へるものがありませうか。花の様な娘盛りをよろこぶ辛抱してくれました。

百合さん。私は決して薄情な人間ではありません。いつまでも、愛する夫と呼ばれ、愛する妻と呼ばれて幸福な、永い生涯を送りたいのです。世間ではいやな風説が起るかも知れませぬが、どうぞ我慢して下さい。私は愈々六月の春洋丸で歸ります。どんな事情があつても百合さんを棄てる様を事は致しません。たとひ親と親との約束、或は親の遺言から結ばれた夫婦でも、今となつてはね互の愛で結ばれ、愛で生きてゐる夫婦です。

百合さん、私の生命を握つてゐるものは、百合さんだけであることを覚えてゐて下さい。之まで待つた女丈夫の氣象をもちつづけ、花咲く時を待つて下さい。ね會ひされる時も近づきました。御身御用心を願ひます。御両親様へも御心配なさらぬ様、よく／＼御傳へ下さい。」

□ 生命

大正十年三月二十日附

「長い間、百合さんに苦勞をかけ、泣かせつめた代り

に之からは私が、飽くまでも、今までの大恩に報いる決心です。私は、只百合さんあつてこそ、今日まで無事に暮し、凡ての困難に打ち勝ちました。今からして幸福に生きてゐるのも百合さんのお蔭です。百合さんの心一つで、私を殺すことも生かすことも出来るのです。今暫く辛抱して下さい

□ 憤怒

最早、誰が何といつても、恐るゝには足りません。我々夫婦の運命は、之から榮耀輝くのみです。泣きも泣かせも致しませぬ。たとひ、我身は碎かれても、百合さんのためならば命を捧げます。安心して下さい」

約束の六月が來ても歸つて來なかつた。實家ではもう堪りかねた
「矢張り、虚だ。遠い亞米利加の果からいふ事を、いつまで當てにしてゐられるものか。三年か五年ならば兎も角、もう十年になるではないか。話はきまつた。何でもかでも引き返すぢや、百合とても若い女の身空目あてもない男をいつまで待たせておられるものか」
女史の忠實さ。優しさ。生みの父母同様に老親をいたはる心根。見る人毎に涙を流さぬものは無かつた。
女史には、只一人の叔父があつた。父の死後は、萬事

の書面が届いた。女史の苦衷傍觀するに忍びず詳細の事情を具して氏の助力を仰いだものである。

氏は、米國に各種の關係あり、知人もある。早速山下氏に關する調査を始め、一日も早く歸朝する様にと、委しく女史の心情を傳へた。

女史は廣津氏の厚意を知り、御挨拶の爲めに、態々學院の門をたゝいた。廣津氏は、深い感激を以て私に當時の感想を述べられた。

「百合子さんが、私のところを訪ねられたのは、たしか昨年十二月十日と思ひます。見るからに可憐な色白の丸顔。髪を丸鬘に結び、黒縮緬の紋付を着小柄な、さちんとした、物ごしの優しい、上品な、奥襟風の方でした。其の話し振りも、事毎に謙遜な態度で、私が十年の苦節を賞讃しますと、さへぎつて「なんにも御譽に預る様な事はございません。只事情が止むを得ずさうしただけの事でございます。何分私共には様子の分りませぬ米國の事で、何れも致方の無いものと諦めて居ましたが、先生方の御盡力で光明が見えてまゐりました。私は只もう先生方を、神か佛かと毎日拜んで居ります」と誠に殊勝な御挨拶をされました。」

廣津氏は、父の如き温情を以て、過去の苦衷を慰め、

今後の覺悟を説き、「之からの一箇月は之までの一箇年に相當する。苦しくとも信じて待たれよ。必ず喜びの日が来る」と強い勵ましを與へられた。

大 孝

電報が届いた！ 天洋丸からの無線電信が届いた。十年待ちに待つた電報が、實に大正十年十二月二十日午後十一時、確かに山下百合子女史の手に落ちた。

何度讀んでも間違ひはない。どうしても夢では無かつた。 二十六年前父母の恩愛を振り切つて、漂然と門を出た少年が今は堂々たる紳士となつて、再び銀髮亂るゝ父母のわななく手に抱かれた。それは大正十一年一月一日正午の事であつた。

女史の悦びはいはずもがな。父も泣く、母も泣く。頭を撫で手をさすり「太一か、太一か。本當か。太一、太一、夢ではないか。」と呼びつづけた。近所近村、村から村へと傳はつて大評判になる。「百合子さん。ようこそ御辛抱成されましたなう。」

誰も彼も涙ながらに祝辭を述べ。老母は狂じたかのように、泣きながら來る人毎に、同じ言葉を繰返す

「太一と呼ばば返事をしますのが不思議な様で、夢ぢや無いかと用も無いのに又呼びますと、二十六年昔の太一が私の前に兩手をついて坐ります。それでやつぱり本當ぢやと思ひます。」

少年時代の紺飛白を着せ、腕白の昔を語る兵子帯を結ばせて

「れ、太一ぢや〜。泣いたり笑つたりする。太一氏の歸朝延期は、小さき情實を殺して大孝を全うしたいためであつた。」

向上の一路

廣津院長は、眞の教育家であり、眞の親切を解する人であつた。

山下氏が歸朝の報に接すると同時に、女史あての祝電を送り、更に御祝ひにと「歡喜」二巻を贈られた。女史謝状の一節に曰く

「先生様。私共からこそ御挨拶申上ねばなりませんのに、却て御心に御かけ下さいますこと、身に泌みて嬉しう存します。御蔭様で主人も私も誠に〜健かに暮して居ります。此の寒空にも、櫻も咲かんばかりの春風を身

に覺えて幸福な、希望に満ちた日を送つて居ります。どうぞ御安心下さいませ。「歡喜」は一字一句繰返しく〜拜見致しました。私はあの御本によりまして、感謝の心が一層深くなりました。主人も同じ心持で讀んでくれました事を、格別に嬉しう存します

私共は、今後かうして互に勵みあひ、磨きあひ、嬉しい生涯を送りたいものと念じて居ります。云々」

私は、廣津氏の紹介により、こゝに女史を表彰するの光榮を得て、悦びに堪へない。兩氏の前途尙遠し。必ずや最後まで勝利の生涯を送られんことを祈る。

私は、深い感慨に満ちて自著「權威」一九六番信愛の章を讀む。

あなたから棄てられても あなたから憎まれても 凡ての人に責められても 凡ての人に誹られても 愛するために囚へられ 信するために殺されても 私はあなたを愛します。 私はあなたを信じます。 おゝ金剛の信！ 徹底の愛！

町村長集會

庶

務

縣社以下神職俸給表

職名	年俸							
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
社司	四〇〇 <small>円</small>	三〇〇 <small>円</small>	二六〇 <small>円</small>	二二〇 <small>円</small>	一八〇 <small>円</small>	一四〇 <small>円</small>	一〇〇 <small>円</small>	七〇 <small>円</small>
社掌	三六〇 <small>円</small>	二六〇 <small>円</small>	二二〇 <small>円</small>	一八〇 <small>円</small>	一四〇 <small>円</small>	一〇〇 <small>円</small>	七〇 <small>円</small>	五〇 <small>円</small>

注意事項

- 一、神社收支豫算決算認可申請報告期限に關する件
- 二、神社經費補助に關する件
- 三、神社境内外樹木伐採に關する件
- 四、神社建物工事落成のとき届出方に關する件
- 五、縣郡神職全部負擔に關する件

協議事項

- 一、神職、氏子、崇敬者總代として努むべき事項左の如し
 - 一、祭祀の目的を貫徹せしむる爲左記各項に留意すること
 - 一、祭祀を莊嚴にすること（可成樂器を用ふることを）
 - 二、參拜者に趣旨の徹底を圖ること
 - 三、參列參拜者を多數ならしむること
- 二、講演に依り民力涵養の普及社會奉仕の徹底に努むること

ひること

- 一、神職會又は神社主催の下に講演會を開くこと
- 二、他の団体主催の講演會其他會合の招聘に對し神職會として講師を派遣し又は神職として之に應ずること
- 三、神前講話を盛に行ふこと
 - 兒童生徒の參拜したるとき
 - 陸海軍人の入退營及出征歸郷のとき
 - 青年團婦女會等の月例朝會のとき
 - 其他団体的參拜會ありたるとき
- 四、家庭に於ける冠婚葬祭祈願等に列したる場合に於て家族其他の會衆に對して家庭講話をなすこと
- 五、字祭及御日待等の場合に於て會衆に對し講話をなすこと
- 六、神前結婚を勸奨すること
- 三、民衆の神社參拜に勸奨すること
 - 國家の祝祭日
 - 大拔式日
 - 神社の祭日（新年祭、新嘗祭、例祭、遙拜式其他）

自己の誕生日等

- 四、左記の場合には民衆をして氏神に祈願報賽すべく勸奨すること
 - 一、誕生、結婚、相續、年賀、就職、就學卒業、入退營、青壯年團入退團、處女會入退會、氏子又は崇敬者總代當選、各種議員當選、町村長助役收入役當選、氏子入、植滿、地鎮、上棟、進水、死亡等
 - 祈願報賽の性質により紅白餅、御守札、御酒を拜載せしむること
- 五、左記の方法に依り神社の興隆を企畫すること
 - 一、基本財産の増植を圖ると共に收穫御初穂米の奉獻及前項の場合には可成寄附を爲さしむること
 - 二、新穀蔬菜等手作物を獻進せしむること
 - 三、氏子の善行者は神社之を表彰すること
 - 四、老人に對し特別の保護待遇をなすこと
 - 五、神事に關係ある祭事及會合は可成神社に之を開催すること
 - 六、神社關係の會合を善導して民力涵養の趣旨に副はしめ積極的に民衆教化に努むること

田道御幸

- 喜雨風鎮願解
- 其他祈願報賽
- 祭事余興を盛大ならしむること（古來の余興獎勵）
- 七、拜殿繪馬堂を民衆教化の目的を以て整理するため可成寄附者に注意して有益なるものを蒐集すること
 - 一、敬神思想の涵養に適切なるもの
 - 二、民力涵養に關する綱目
 - 三、地方開發功勞者孝子節婦等の肖像及寫眞
 - 四、地方に於ける教育産業等の状態を知らしむるもの
 - 五、歴史、地理、藝術、産業、衛生、軍事等の智識を與ふるもの
 - 六、徳性趣味の涵養に適當なるもの
- 八、神社境内を森嚴にすると共に雅致あらしむべく施設すること
 - 一、社殿境内の修理及管理に努め常に清潔に留意すること
 - 二、水屋の設備を完全にし淨水の供給をなすこと

- 3、植樹(記念樹を含む)燈籠、狗犬、獅子等の石像
- 記念噴泉水等の施設に留意すること
- 4、神社の火災(消火器の設備)盜難の豫防に關する設備をなすこと
- 5、神輿及什器類の管理に留意すること
- 6、神庫及社務の設け及整備に留意すること

九、神社の沿革祭神の神徳祭事の由来等を調査整理して教化資料となすこと

- 1、講演材料となすこと
- 2、學校と連絡し郷土的教材となすこと
- 3、簡單なる刷物とし氏子崇敬等に配付すること

十、神社境内外に植樹造林を奨励し造林は殊に模範的に經營して神社の風致基金の造成を圖ると共に氏子民をして造林思想の涵養を圖ること

- 1、境内樹木の手入れ及保存に留意すること
- 2、境内通過するときは敬禮を爲さしむること
- 3、大廟、神宮及御陵の個人若は團體參拜を爲さしむること
- 4、大麻の拜受

- 4、神棚の清淨を期し祭祀に崇敬を致し祖先の墓地を洒掃し墓參を實行すること
- 5、國家の祝祭日及神社の祭日には必ず毎戶國旗を掲揚せしむること

□家産財團の造成 (其ノ二)

國民の思潮變化し生活亦安定を缺ぎ之が解決は俱に民衆焦眉の要求にして近時社會問題の大に研究せらるる所なり今や國は各種社會事業を助成獎勵し富豪亦産を投して問題の解決に資せんとする者續出するに至りたるは喜ぶべきことなり昨夏本郡主催に係る社會問題講演會講師たりし京都大成協會主幹山下信義氏は社會問題の功蹟者とし夙に人の知る所にして就中其の成案に依る家産財團造成の如き同氏が卒先して席暖まる暇なき迄に宣傳に努力せられたる結果其の反響も實に著しく今や全國各地の至る處に家産財團の期成同盟會の設立を見るに至れり

一、家産財團とは何であるか

二、家産財團はなぜ造らねばならぬのであるか

三、どうすれば五万圓といふ大資産が易々と積立て

家産造成の方法

家産造成の目的は前論で述べ終つたから、次には其方法を知らせしむる。法は五萬圓の資産がなければ十分だと言ふ事は、貴軍のお説を聞かぬ中から知つてゐる。有難い話を聞かせてはもらつたが、然し其五萬圓の無い者には有り難いよりは寧ろ情ない氣持がする。いくら牡丹餅で頬つたを叩いても、無い金は湧いても來ず呉れる慈善家も有らさうになし、矢の張り指をかねて羨む外はあません。其お歎きも一應御尤ではあるけれども、私の

方も、貴下から其愁歎をきかないでも、恐らく多くの入に五萬圓といふ金の無い事を畧々知つてゐる。日本で五萬圓以上の金持は澤山はない。が、私に其五萬圓のある人よかも、むじろ無い人に向つて此お話をしたいのである。無ければ造るより、仕方がない何ですつて、迎も容易ぢやありませんまい。それは勿論其通りです。何ぞいつても五萬圓と言へば、壹萬圓が五つ、拾圓札で數へても五千枚もあるのですから、今日思ひ立つて、一年半年で造り上げることは至難である。然し別段そんなに急ぐ必要もないことだ。三代目に碎ける資産を二代で造るよりも、いつか経つても崩れぬ資産を、三代かゝつて造る方がよいではないか。失望する事は無い。希望と確信を持つてなさい。必ずあなたに成功します。力が大で、一體事業の成功は、力と時との問題である。力が大であれば時は短かくともすむ。然し力が小なれば時を長くすればよい。諺にも「ロイヤルは一日にして成らぬ」と言つてゐる、五萬圓も一日にしては造れない。

一日に壹厘の餘分をも造り出せないといふ人は恐らく無からう。故に今假りに一日に壹厘の貯金をすると想像し給へ。月に直せば參錢、年にすれば參拾六錢五厘

である。これであれば幾年にして五万圓になるか。諸君、驚いてはいけない。いやさ驚くだけならば關はぬが、餘りの不思議に虚ではあるまいかと疑つてくれば困る、手品や講談ではない。天下の爲子孫の爲の大問題を論ずるに、かりにも嘘偽は申しませぬ。若しも此金に利子の附かないものならば、十三萬七千五百年かゝる然るに僅かに年五分の利がつくと、オツと短くて百八十年で出来る。何と恐ろしいものではないか。塵積つて山となるは此事だ。若し壹厘の代りに其十倍の壹錢をつめば、年數は十分の一になつて十八年で出来るかといふに、さうは行かぬ。日に壹錢づつ、(年に參圓六拾五錢)ならば年五分で、百三十三年目に出来上る。日に貳錢ならば百十九年目、日に參錢ならば百十一年目、日に四錢ならば百〇五年目に各々目的の五万圓になるのである。

小積んで大となる。これ位儲な事が世にあるか小さくてもよい。幾ら小さくてもよい。たゞ熱心に根氣よく積み給へ。自分一代で出来なければ、子孫に傳へてやらせてもよいではないか。無理はせぬがよい、無理をすると永續せぬ。力相應といふ事が大切である。多くの人は壹厘位ためたつて何にもならぬと言ふが、此考が同胞をして長い間貧乏にさせたのである。私等の三四代前の祖先

が日に壹厘づつ積み始めてくれたならば、私等の家は今日の貧家ではないのである。急いで貯めるばかりが名譽ではない。安全堅固が第一である。徳と金を一つに併せて積む事が家産の最大長法である。

▼百年の大計畫

普通の人には百年で造り上げるが一番良しからうと思ふ。百年と言ふは何となく感じのよい數である。そして之ならば五分利として日に五錢でよい。月には壹圓五拾錢、年には拾八圓である。之が出来ぬといふ人は多くはあるまい。或は百年とは少し長すぎると言ふかも知れない。私は決して長すぎるとは思はぬ。家族制度の美を誇る日本の家に、百年位の計畫が無くては仕方がない。然し今少し短かい年限で造り上げたいといふ人はそれでもよからう。敢て悪いとは申さぬ。若し利子を年六分とすれば、九十年計畫には年掛金拾四圓九拾七錢、七十年なれば拾八圓七拾四錢、五十年ならば百六拾貳圓四拾九錢である。力量相應の所に見定めて着手して下さい。然し若干控む目にして餘裕綽々たる方が良しと思ふ。力量以上の事をすると世間が不景氣になつたり、自分が事業に失敗したりした時に中絶する。故に種々の點を勘考してみると、普通の人には百年計畫が最も適當してゐる様

に思ふ。それで私は先づ各地の同志と相携へて百年計畫期成同盟會を興されんことを希望する。幸にして此同盟會は各地によほご出来上つて來た。

▼參百六拾圓の据置

之よりも簡單なのは、參百六拾圓を基金として、一度に百年据置の貯金にすることである。さすれば年五分として拾八圓の利子がある。据置であるから此利子が自然に積つて百年目には五万圓となり、此上に元金の參百六拾圓が浮いて來る。此法も人によつては餘程良いことである。

▼尚又此据置にする參百六拾圓の基金をば、五年なり七年なりで造り上げ、扱其後を百年据置の貯金にするといふ人もある。之も良い五年ならば毎日拾七錢五厘、十年ならば七錢五厘でよい。一日に敷島一個を吸ふ人は之を廢めて積立つれば、六年で參百六拾圓が出来る。後之を百年の据置貯金にすれば、克己の徳を永世に傳へる好個の記念物が出来上る。

▼同盟會設立の必要

自己の家産を造成するに、必ずしも他人に相談せぬばならぬ譯はなく、組合でなければ成就せぬとも言はれない。然しながら一本の矢は折れ易くして三本の矢は折れ

難い。物事はすべて集合すれば力が増す。三年五年の短い月日で完了する者ならば、單獨で行つても差支はない。然しかりにも五十年百年といふ長い年月の要るものは、成るべく組合といふ楔を入れるが大事である。過去に於ても三代五代長續きをしたものは、廣島縣の義倉にしろ秋田縣の觀音講にしろ、皆講の形組合の形になつてゐる。故に家産の造成も、親類同志近所同志、或は一村一部落の有志友人が結合して、同盟會を造るがよい。かくすれば互に持ちつ持たれつして行つて、村にも家にも同時に花が咲くことになる。

▼根本の大精神

從來とても貯金の必要は幾度となく説かれたのである。恐らく諸君は貯金の奨励に飽いてゐられるであらう。だから私が今之を奨めても「又貯金か」と言つて、如何にも氣乗のせぬらしい一言の下には、はねつけてしまはれる方も無いではなからう。實際今日迄の貯金の奨励は成功してゐない。私は思ふ。成功せぬも當然である。貯金をする根本の大精神が傳へられてゐない。それ故に少し溜ると出す。暫らくやつては止める。積んでは崩し崩しでは又積むから、悪口をいふ人は賽の河原貯金を稱してゐる。誠にうまく名をつけたものである。

私等が此處で勸めするものは、そんな姑息なものではない。そんな一時的のものではない。そんな空々漠々たる無精神のものではない。我國体の特色である我等の「家を」、子々孫々に傳へて行くと共に、併せて貧乏から起る個人の不幸と社會の不安とを根本的に除去しようとするのである。人は何事でも大目的大精神がなければ大成はしない。さもなければ非常な艱苦と戦へるものではない。有名なる田宮坊太郎は親の敵を討ちたい一念から、あれだけの苦勞をした。大和魂の表徴として仰がれてゐる赤穂の義士は、主人の仇を報いたい大願からの通りの難儀を忍ん登。若し坊太郎から孝行の大精神を抜き取り、赤穂の義士から復讐の大目的を取り去つて、そしてあれだけの苦勞をせよと言つた所で誰が出来やう到底出来る筈はないのである。何といつても根本は大精神である。此大精神の前に立てば熱い寒いは問題ではない。若し此大精神が無いならば、逆も永續は致しませぬ。私は最後に此稿を結ぶに當り、切に同志諸君が家産の大意義大精神に着眼し、之によつて奮起戮力せられんことを希ふ。

民力涵養活動寫眞筋書並標語當選

内務省に於て大正八年三月以來計劃實行し來りし民力涵養五大要綱の趣旨を更に一般國民に對して徹底的に宣傳し其の實行を期するの必要を認め客年九月之に關する活動寫眞筋書並標語を募集したるに筋書に屬するもの二萬四千四百十、標語に屬するもの二万七千七百九十の應募あり其の中より入選候補として筋書三十二、標語千五百十七を豫選し更に之を内容技術兩審査員の手によりて審査の結果筋書一等一人、二等三等各四人計九人、標語一等三人、二等三等各四人計十一人の當選者確定し民力涵養訓令發布の當日を卜して發表せり其の當選事項左の如し。

活動寫眞筋書の部

一、國体の卷

要旨 和氣清磨の事蹟を脚色した史劇である。

二、自治の卷

要旨 人命救助の爲に不具者となり警察官を退職して一夫一婦二人で燈台守をして居る老人があつた。所が娘は老人を生命の親として居る男爵家引取られる

命の燈台

ことになつて孤島から本島へ渡る途中暴風に出遇つて難破した。老人は知らせにより病院へ出かける折しも悪く男爵家令嬢の婚約者に乗せた外國航路の汽船は燈台に火かない爲に島に向つて真正面に進航して來る老人は責任を忘れて居た事に氣づく船を引返して燈台の火を點した。船中の演藝會は續けられ男爵父子婚約者は目出度東京に着いたか病院の娘は死んだ、けれども老人は燈台から一步も出やうとしなかつた、いや死ぬまで去らぬと男爵が引取るといふのを拒絶した。

三、修養の卷

(自然の天地へ) 三、等

要旨 親無しの一青年單身渡米自立せんと努力の最中に山賊の少年か逃げ込めて来たのを拾ひ上げ養育して居たか或日青年の居る村を山賊が襲撃し彼は負傷した、村人と山賊との鬭争は起つた彼は村人から山賊の一味ならんとの嫌疑を受け大事に至らうとした。幸ひ助けられた少年は實の父を始め村人に實状を物語り却つて日本青年の眞價か認められた。

(國の鏡) 三、等

要旨 悪友の爲に身を誤らうとした高工學生は戦死せる父の寫眞を見て學生の本機に立返り卒業後は電氣工場の一職工となり、ある勞働爭議の爲に負傷したか病院長令嬢か献身的の好意に依つて全快し終に自分の發明した無眼鏡の初めての試験で老母か乗込むて居た難破船の所在を發見し三百の人命を救助した昔の不良學生も眞面目に依つて光榮の冠を得たのである。

四、協調の卷

(協調) 一、等

要旨 田舎の小停車場附近で同じ道筋を營業して居る乗合馬車と自動車屋があつて同業仇から馬車屋は自動車破壊を計畫したか小供繪本にある漫画や折柄漂泊の人に教へられ一切を自動車屋の前に告白し美しい協調の平和か實現されるといふ筋である。

(黎明の村) 二、等

要旨 ある網元は村民の幸福を思つて漁業會社を設立し新造船を一儲けと思つた所投機に手を出した爲に破産しかかる、高利貸には攻められる、船は歸らず終に自殺した其の後、新造船はかへり青年船長は高

利貸を熱誠以て働かし船を村の共有財産としたので漁村に親和の氣漲つていよいよ榮へる

(幸福はいづこより) 三等

要旨 尾張平野の一角に洪水をよそに見て小作人争議に無中になつて居る農村があつた、たまたま村出身の青年土木技師が歸村して河川決潰の危険を説くか一向に耳に入れようとしなない、一度は篤志家の献金で洪水の災禍を脱しさうであつたけれども相變らず小作人堤防のことを考へず一騒動さへ起さうとして居た丁度其の時暴風雨再來して堤防は見事に決潰洪水は全村を押し流し悲惨な光景は眼前に現出した、村人はア、幸福はいづこより來ると覺つたがもう遅かつた

五、生活の巻

(飲酒は廢めて蜜蜂になつた人) 二等

要旨 酒好きなきな男が夢に蜜蜂王國に遊び白衣老人の爲に蜜好きにされたが人間界の氣性を出して懶惰を續け國寶の蜜槽を掠め食はんとして囚はれの身となり刺殺される所て眼覺め眞人間に志し實弟の職も手傳ひ酒は止め節儉て身を堅め模範的百姓となり彼を負

傷させた舊友達の一命を救ひ更に全村民の困窮を濟け大に公共事業の爲に働き一村は萬々歳である

(静かなる日) 三等

要旨 勤勉な青年は熊吉を頭棟とせる不良青年の誘惑を拒むた爲に散々毆打され死ぬ目にあはされたか水車小屋の老人とその孫娘の介抱で全快した其の後水車小屋の老人は變死し青年は僅の貯蓄を携へ娘を連れて開墾地へ赴いた稼ぐ程に立派な農家となつた、すると或日青年の家を襲つた泥棒がある見れば以前の熊吉であつて彼は過去と物語り悔悟したが青年の盡す親切に居たまらず水死する

標語の部

一、國體

二等 萬世一系億兆一心

三等 すめり御國の一筋道を忠と孝との二字で踏む

二、自治

一等 人のお世話にならない様は人の世話ならする様に

三等 立憲の錦は自治の機て織る

三、修養

一等 風潮を知らねは大海は渡れぬ

二等 油断する間に時計が進む時計待たずに世が進む

三等 智慧と齒は毎日磨け

四、協調

二等 持ちつ持たれつ助けて立たにや人といふ字も立ちかねる

五、生活

一等 勤勞の鍬に不毛の地なし

二等 出來秋や七十萬の力草

三等 汗は生活の不安を流し去る

生活改善に關する標語

- (1) 守りませうよ集ひの時間 人の爲なり身の爲に
- (2) 婚禮葬儀の冗費を省き 社會奉仕にささげたい
- (3) 酒は適度に酒宴は簡易 をして献酬はせぬがよ
- (4) 贈答品には簡素が大事 送る眞心受ける人
- (5) 禮は心で飾りはじみに として互に親切に

産業

町村勸業主任集會

本月六日及七日郡内町村勸業主任集會を開催し町村及町村農會の技術員をも同席せしめ事務事業に關し岡村郡長より指示したる事項其の他左の如し

指示事項

- 一、大正十一年度縣郡勸業施設事項の主なる概要左記の通りに付之等施設と相俟つて徹底的に勸業行政の助長勸奨に努められたし
 - (一) 本縣勸業施設要項
 - 1、農事試験場施設に關する件
 - 優良農具の普及を圖るは農業勞力不足の今日勞力節約上最も緊要なるものは十年度より優良農具の購入をなせるか更に十一年度に於ては主として調製器具の購入紹介をなす
 - 2、原蠶種製造所施設に關する件
 - 講習生事業補助手當は従來の支給額にては之れか募集困難なるを以て日額二十五錢を三十五錢に増額せり

3、種畜場施設に關する件
イ種畜委託蕃殖事業開始

近時役肉用種牛需要増加の趨勢に鑑み新に縣有種牡牛繁殖事業を開始す其の方法の要点左の如し毎年十二頭宛種牛を購入育成し之を民間に委託し種牡牛を指定して蕃殖を行はしむ
飼養管理及種付料其他必要なる費用は一切受託者の負擔とす
生産したる犢は一ケ年以内受託者に飼育の義務を負はしめ縣有となすの必要を認めたるときは相當の價格を以て之を買上げ牡は育成の上縣有種牡牛として貸下げ又は拂下をなし牝は縣有種牝牛として委託蕃殖に供し又は拂下をなす
委託種牡牛は四五回分娩をなしたるときは之を委託者は相當の價格を以て拂下くるものとす
以上の方法により委託開始後五ケ年目より毎年四十頭の生産犢を得其の約八割を縣有種牛となす
ロ肥温試験事業の擴張
從來民間預託牛を以て之を行ひ來りしか屠殺試驗用に供する能はざるを以て本年度より更に供試牛を購入の上試験の徹底を圖ることとす

4、各種獎勵費に關する件
イ種牡馬増加及種付所設置

種牡馬増加及種付所設置
近時吉敷、佐波、厚狹等に産馬事業開始の意向あるを以て從來繁養せるもの、外新々に一頭の國有種牡馬を借り受け小郡町に種付所を設置し之か發達を促進することとす
各種獎勵費に關する件
イ種畜系業
養蠶組合中稚蠶共同桑園の準備を缺けるもの多し之か爲め稚蠶期の生育を不良からしめ又は徒らに勞費を要する等の不利益あるを以て縣下二百余の養蠶組合をして平均二反歩宛の稚蠶共同飼育用桑園を設置せしめ五ケ年を以て完成を期するたため一反歩に付金十五円を獎勵費として組合へ交付す
又十年度より開始せし經濟的蠶兒飼育法傳習は成績良好なるを以て其の設置箇所を増加し六ヶ所となし一箇所に付金二百圓を補助する見込なり而して從來の桑園改良増殖獎勵費及繭市場乾繭装置に對する費金は廢止す
ロ畜産
種牡牛購入獎勵費三百圓優良牝牛購入保育獎勵

01 費五百五十圓を増加し又種馬購入保存獎勵費及豚肉加工獎勵費を増額又は新設す

ハ農事
米麥採種圃獎勵計畫に付ては米は二次麥は三次製に依り實施せし米麥共に之れを一次製に更め農家總戸數の約三分の一即ち四万五千戸に對し一戸當平均米は一俵麥は五合を配布し以て農家に對し三年毎に原種を配布すること而して交付方法は従前と同じく主要食糧農産物改良増殖獎勵費交付規則に依るものなり
ニ林業
樹苗養成事業は近時大いに發達し獎勵費申請者頗る多きも未だ小規模のもの多きを以て本年度よりは主として郡市町村若くは郡市町村農會等の共同經營事業を獎勵することとし制限面積を擴大することとし又松苗養成に付ても獎勵交付の途を開き金壹千圓を増加せり
荒廢地復舊工事中地盤保護の爲工事又は植木の急を要すへき荒廢地約千三百町歩に對し政府の治水計劃に對應し其の繼續年期中に之れが完成を期せむか爲め本年度に於ては其の施行豫定面

02 積を増加し獎勵金壹万圓を増加す
イ水産業

水産獎勵費は從來壹万圓なりしもの八千圓に減額し煮干製製造用竈設置及共同出漁に關しては特別なる設備又は計畫あるにあらざれば交付せざることとし其の他は従前の通りなり
ロ副産業
副産品展覽會は略豫定計畫の遂行を了したるを以て十年度に於て打切り本年度よりは副産業に關する技術を授け従業者の養成を爲すため各都市に一回十日間の豫定を以て指導演習會を開催せらるゝ計劃なり而して事業の程度及開設時期に關しては事情の許す範圍に於て地方の希望を入れらるゝ見込なり又開設地の負擔は會場借入費、材料費及薪炭費なりとす
ハ森林基本調査に關する件
本年度に於ては一町村を調査區域とし從來に於ける林業各般の施設を調査し以て今後に於ける施設事項の基本を得且つ治水關係地に在りては治水處分及治水事業計畫の大体を定めんか爲め縣内數ヶ町村(二三乃至五ヶ所)の豫定を選ひ行ふこととなれり

- 6、害虫驅除豫防に關する件
螟虫驅除豫防の効果を有効ならしむるには之か發生の時期を豫察し合理的一齊驅除の方法に出るを必要とするを以て本年より縣下十一ヶ所に螟蛾發生豫察燈を設置すること、なれり
- 7、薬用植物調査に關する件
大正八年度以降縣下の山野に自生する薬用植物の調査を行ひつゝありしが十年度を以て終了せり其の成績調査に付ては印刷物を作製し配布の豫定なり
- 8、山口縣水産會に關する件
山口縣水産會に對し新に三千圓の補助費を掲上し從來の水産組合の補助金は廢止せり
- 9、染色講習所施設に關する件
從來實施し來れる講習實施指導試験及依托事業等を益々擴張する計劃を以て技手、助手、職工等を増員し又寄宿舎を改増して織物準備工場其他に充て尙ほ手織機を貸與して講習開設の利便を圖り一面織物同業組合として講習所と呼應して斯業の向とを期せしむる爲補助額を増加せり
- 10、商品陳列所に關する件

商品陳列所は本年三月迄に陳列を了し四月より事業開始の豫定にて左の事業を施行する計劃にして事務所は下關市西端町に設置す

- 一、商品又は參考資料を陳列して公衆の觀覽に供すること
- 二、實業に關する圖書其他各種の印刷物を蒐集して閱覽に供すること
- 三、商品取引の紹介又は貿易實務の補助を爲すこと
- 四、商業に關する質疑に應答し調査研究をなすこと
- 五、商工業に關する意匠圖案を助成すること
- 六、廣告及店舗裝飾に關する意匠圖案を助成すること
- 七、展覽會及講話會研究會等を開設すること
- 八、縣下工産品を即賣すること
- 九、實業懇談會に關する件
縣下産業に密接の關係ある官廳各種團體並に教育機關の幹部員相會し相互の意思の疏通と事業の連絡を圖るは本縣産業の改善發達上洵に緊要事なるを認め本年度より年數回懇談會を開催の計劃なり
- 12、農業倉庫業の普及に關する件
農事倉庫の普及を圖る爲め其の補助を厚くするの

- 必要を認め補助費五千圓を増加せり而して其の補助歩合は約四割の見込なり
- (二)本部勸業施設要項
 - 1、産業職員の件
大正十年度と全樣普通農事二、蠶業二、畜産二、耕地整理二、林業二、水産一、計十一人、及主事補一人にして郡勸業の助長獎勵に當らしむ
 - 2、製炭傳習開設の件
三郡内二ヶ所に於て開設せむとす一ヶ所三週間宛の豫定
 - 3、製茶傳習開設の件
三郡内福川、徳佐、両村に於て教師を郡に於て雇入れ製茶傳習開設の豫定
 - 4、各種團體の事業助成の件
 - 一、阿武郡農會 一千三百圓
 - 二、阿武郡産牛畜産組合 六百圓
 - 三、全養蠶組合聯合會 三百圓
 - 四、全水産會 八百圓
 - 5、耕地整理獎勵費に關する件
耕地整理組合にして郡長指定の事務員を雇入るものに對し獎勵金を交付す

- 6、養蠶組合獎勵費に關する件
一町内二十人以上の組合にして共同施設をなし養蠶教師を雇入るものに對し其の教師給料の約三分の二の割合の獎勵費を交付す
- 7、竹林改良獎勵費の件
三郡内竹林にして改良を爲すもの、爲めに左記の標準に依り獎勵金を交付す
 - 一、苦竹林整理 一反歩 十五圓
 - 二、同更新 同 四十圓
 - 三、同 増殖 同 三十圓
 - 四、孟宗竹培養 同 四十圓
- 8、勸業技術員設置獎勵の件
町村又は町村農會設置技術員に對し一人平均八十圓の標準に依り獎勵金を交付す
- 9、畜産共進會出品獎勵の件
左記の通り本年開設豫定の畜産共進會に對し獎勵費を交付せむとす
 - 一、馬匹共進會出品馬に對し一頭に付三十五圓宛
 - 二、平博畜牛出品に對し一頭に付六十圓宛
 - 三、中國六縣聯合畜産馬匹共進會出品に對し一頭平均四十圓宛

- 10、講習及傳習生獎勵の件
本縣農事試驗場講習生及工業試驗場傳習生其他に對し左記の通り補助金を交付す
- 一、農事試驗場甲種講習生 一ヶ月八圓
- 二、全農講習生 乙種講習生 一ヶ月五圓
- 三、工業試驗場木工傳習生 一ヶ月八圓
- 四、全農講習生竹細工傳習生 一ヶ月八圓
- 五、茶業傳習生 一日四十錢
- 六、水産試驗場製造科傳習所 一ヶ月八圓
- 11、出品評會獎勵の件
前年と同様町村聯合出品評會を獎勵するため賞状を交付す
- (三) 本郡土木事業施設要項
一、土木職員の件
前年と同様土木技手二名(一名兼務)建築技手一名を設置し土木建築に従事せしむ
- 二、郡道々路橋梁修繕の件
一、郡道徳佐停車場線外十二路線砂利置のため費金二千六百參圓を計上し路面の十全を期し又缺所崩土取除側溝堀濠を要する爲費金千五百四十四圓を計上し之か修繕をなさんとす

- (ロ) 橋梁に於ては秋明木線外全線修繕のため九十圓を計上し又新地福線長田橋外四橋修繕のために九百四十圓を計上す
- 3、道路工夫設置の件
前年と同様道路工夫三名を置いて一ヶ月十五日宛勤務せしむ
- 4、橋梁架換の件
秋佐々並線京床橋外三橋の架換を爲すため經費四千三百七十一圓を計上し其の經費の半額は關係町村の寄附に依らんとす
- 二、稻作改良に關する件
郡内稻作は近時當業者の自覺發奮に依り改善の曙光を見るに至りたるは喜ふべき現象なるか此の時に當り當業者を善導して之をして誤らしめざることに努むべきは極めて緊要のことなりとす依て各位は特に左記の点に留意し萬遺策なきを期せられたるは、苗代薄蒔の勵行
多收穫の根本的要件は強健なる苗の養成にありとす依て本年一月四日阿武郡告諭第一號に則り之か徹底的普及を圖るため一段の努力を拂はれたし

- 八、螟虫の發生は改良苗代の成績に重大なる關係あるを以て苗代の改良を相俟ちて左の方法に依り之か
- 六、木驅除を徹底せしめられたし
- 五、苗代及本圃に螟蛾發生を豫察したるときは直に
- 四、一齊に捕蛾採卵を行ふこと
- 三、二、苗代には必ず益虫保護器を設くること
- 二、三、二化螟虫第二期に於ける枯莖の切取を勵行し
- 一、苗代切取られたるものは必ず之に潜在する幼虫を殺滅すること
- 4、一齊驅除の外各個人間の驅除を督勵すること
- 三、畜牛生産數増加の件
近時牛價稍低落したる影響を受け種付牝牛數減少の傾向を來したるは遺憾とするところなり
此際特に之に獎勵を加へ以て生産數を増加することに努められたし
- 四、畜牛品評會開催の件
畜牛品評會の開催は産牛獎勵上効果極めて甚大なるものあるを以て町村若くは町村聯合出品評會を開催することに努められたし
- 五、蠶業獎勵の件
絲價の騰落は産繭額に直に影響を及ぼすと雖も生産

- 費を節減するに於ては自ら之か發達を期し得へし依て將來改良養蠶法の普及桑園の改増植及仕立方法の改良桑樹病虫害驅除に特に意を用ひられたし
- 六、公有林野整理の件
公有林野整理業務は殆んど完了の域に達したるは喜ぶべき次第なるも林野條例の制定、柴草採取地の整理、施業計劃案の編成等動もすれば弛緩の傾向あるは洵に遺憾とするところなり、依て今後更に一段の盡力を拂ひ未整理事項の進捗を圖り採草地、貸付地等部分林等の現況を調査し以て整理業務を刷新し所期の目的を達成することに努められたし
- 七、基本財産處分の件
町村有林野に對し物權の設定又は其の他の契約を締結する場合は於ては町村制に依り部長の許可を受くべきなるに任々該手續未了の儘處分行爲をなせしものあるか斯くの如きは不都合に付意を拂ひ遺漏なきを期せられたし
- 八、公有林野造林に關する件
公有林野造林獎勵は政府の治水計劃と相策應し獎勵中に屬する關係上其の期間に自ら制限あるものと看做さるへからず依て深く思を茲に致し林野の現況

に鑑み速かに本趣旨の達成を期せられむことを望む

九、森林組合に關する件

從來本部に於ける森林組合は森野保護組合にして協同施業共同工事等に屬するものなきを遺憾とす此種の組合に對しては低利資金の供給、組合設立獎勵金下付等の恩典あるも以て之に關し研究調査を進め以て之を實現せしめられんことを望む

一〇、婦人啓蒙に關する件

主婦又は主婦たらむとする者の自覺を促し之か啓蒙に努むるは頗る緊要のことなり依て之か第一歩として婦人團體視察、特種講習講習會の開催に努められし

一、評價に關する件

- 二、官有土砂公有水面買渡使用の件
- 三、並木松處分に關する件
- 四、上地願に關する件
- 五、土木工事取締規則に關する件
- 六、水車建設に關する件
- 七、軍需工業動員事務取扱に關する件
- 八、水産業狀況報告に關する件

九、勸業技術員設置獎勵費の件

- 一〇、農商務統計に關する件
- 一一、肥料取締法施行細則に關する件
- 一二、稻作模範田設置の件
- 一三、去勢馬匹頭數報告の件
- 一四、各種共進會開設の件
- 一五、改良養蠶傳習所開設の件
- 一六、木炭量目に關する件

皇后陛下献上品及台覽品

三月十八日皇后陛下九州行啓の御途次佐波郡防府町に御假泊被爲在縣下地方民又は團體より献上又は台覽品數ありし内本部内よりの品目捧呈者氏名左の如し

- 一、献上品
 - 長門峡(寫眞帖) 一冊 阿武郡 長門
 - 萩の譽 一冊 阿武郡 萩町
 - 萩燒葛家香爐 一 阿武郡 藩東村
 - 同 抹茶々碗 一 阿武郡 藩東村
 - 生糸 一 萩生糸株式會社
- 二、台覽品
 - 蒲鉾 三個 萩町 吉屋松次郎

同 中尾 孫一

夏蜜柑 二〇 同 石津彦之進

夏蜜柑 五 同 光國貞太郎

萩燒三島中大平鉢 一 同 坂高麗左衛門

同 福祿壽置物 一 同 同

同 花瓶 一 同 同

同 獅子香爐 一 同 同

雲丹 一斤 同 山田村 玉江浦漁業組合

同 一斤 奈古村 小野音五郎

右の内吉屋松次郎蒲鉾五十枚、光國貞太郎夏蜜柑五枚、三十鐘、坂高麗左衛門萩燒福祿壽は御買上の光榮に浴せ

史蹟名勝天然記念物講演會

期 日 大正十一年四月十五日午後二時より

會 場 萩町明倫講堂

講師 高島北海先生

内閣勸託内務省史蹟名勝天然記念物考査員 國府屋東先生

演 題 1、史蹟名勝の保存と萩 2、名勝地としての長門峡

一、講演の要旨

國府屋東先生は史蹟名勝の必要より長門三大奇勝

即ち長門峡、青海島、瀧穴、に付稱述し就中名勝

地たる長門峡の價値を論じ大に推賞せられ地方民

の之れに對し大に發展に努むること及外國の名勝

地保存の狀況に付講演せらる

高島北海先生は長門峡の開發及長門三大奇勝に關

し講演せらる

(詳細は更に講演筆記として載録す)

一、聽講人員 末吉 三千名

中等諸學校、小學校上級生徒其他地方有力者無慮

地福村農會篤農家選定

地福村農會は於 本年二月内規を設けて篤農家を選定

し農學の改良發達を圖らんとする所あり第一回に推薦せ

られたる篤農家氏名及選勵内規左の如し

第一條 目的 篤農家を選定し左記事項を實行せしめ益々農

事の改善發達を計らしむ

一、部落内の當業者を指導せしむること

二、先進地の視察をなすこと
 三、毎年適當の時季に大會を開き左の事項を行ふ
 イ、縣郡の技術員の派遣を乞ひ講習講話を求むること
 ロ、農事の改良に關する協定決議をなすこと
 ハ、農事に關する實驗談を行ふこと
 ニ、懇談會を開き相互の智識を増進すること

第二條 篤農家の選定
 本村農業者にして左記各項を具備したるもの、内より村農會長之を推薦し評議員會の承認を求むるものとする
 一、主として米麥作の改善に努め率先して範を示すもの
 二、自作小作に係らず田地六反歩以上を耕作するもの
 三、自ら耕作に従事し熱心に研究を怠らざるもの
 第三條 選定したる篤農家に對しては村農會より一定の門票を掲げ農事改善の中堅者たることを表示す
 第四條 村農會の推薦せる篤農家の期間は滿二ヶ年とし期間満了の際は更に選定を行ひ前條の門票を掲替へるものとす但し再薦を防げず

第五條 左記各項に該當したる場合は期間中と雖門票を返還せしむるものとす
 一、本人死亡したるとき又は他村へ轉したるとき
 二、第二條の各項に違反したるとき
 ▼第一回當選篤農家氏名

部落	氏名	部落	氏名
用路	岩村孝七	柴田	次郎市
全山田	吉松正一	湯原	左衛門
全山田	森弘梅藏	伊藤	八百吉
全山田	森弘忠一	齊藤	源六
全山田	石田字平	下小山	石子實之進
全山田	小林末吉	全	江山鹿藏
全山田	羽野種一	湯屋	村上長吉
全山田	赤根屋山田直人	全	伊藤藤一
全山田	長谷田中福松	會根	宮崎恒雄
全山田	吉村熊植	懸	伊藤秀熊
全山田	内山音五郎	鷹ノ巢	村上大吉
全山田	内山桃一	全	山根喜代熊
全山田	藏田作一	全	村上定一
全山田	村上島一	杉原	内山旭

阿武郡役所議事堂に於て四月三日より五日迄第四回阿武郡酒造組合生酒品評會を開きたり出品点数六十八点人員四十一名にて審査の結果優等二点、一等四点、一等相當二点、二等五点、二等相當五点、三等六点、三等相當二点を擬賞し五日午後一時賞状授與式を舉行す事務長の開會の辭審査長の審査報告に次で各授賞者及村民の表彰狀授與、會長の式辭、組合長の祝辭ありて出品人惣代の答辭ありて閉會せり授賞者及審査報告の概要左の如し

等級	酒名	住所	氏名
優等賞	ハ號 澤鶴	高俣村	蓮池生七
同	ハ號 玉鶴	用萬崎村	中村末市
一等賞	ロ號 若綠	小川村	澄川德寧
同	ロ號 菱山正宗	萩町	山田治郎
同	ハ號 東雲	山田村	上利久一
一等相當	ニ號 小澤鶴	高俣村	蓮池生七
同	ロ號 若綠	小川村	澄川德寧
一等賞	ロ號 老の浪	地福村	山根宇一

▼受賞者表

阿武郡酒造組合生酒品評會

▼審査報告の概要
 第四回阿武郡酒造組合生酒品評會開催に當り不肖審査長の職を受け茲に審査の報告をなすは最も光榮とする所なり今回の出品点数は六十八点にして人員四十一名に及び前回に比し点数に於て又品質に於て良好なる成績を示すは最も喜ぶべし
 今回の擬賞に付ては是れ迄になさずなれ共一人の出品数点ありて同一人の出品せるものが各級に合格せる場合は其の上位を採りて受賞し其の他を相當とせる次第なり
 先づ色澤に付ては全種進んで來れり而し今回の優等一位に當るものの色澤は稍劣れるは惜しむべし之れを改めなば可なるべし二位にありたるものは色澤の点に於ては優れり
 比重は正確なる比重計を使用し檢定したるに優等の筆頭は〇度、第二位は八度なり是れは十五度に換算せ結果なり普通四、五度を適當とするも汲水の具合にてトトルに高下を示し變化を來すものなり今回の出品は一等平均十度七分にして間々十二度のものあり今回十度以てとする様に考へられたし本年は幾分氣候の關係及素(モト)の爲めか冷香を帯びたるものあり然し輕微

のものは秋季に至れば去らるゝことと考ふ又新桶に入れば如何かと思ふ、色澤非常に濃厚にて香りの悪しきもの五六点ありたり之れは試に審査に出したかの感があり全然出品用に非ざるものなりしと思はるる免に角大体に於て當業者が其れ自身に於て酒の善悪を知り得る丈の必要があります

大体から云へば優等二点は縣の品評會に於ても必ず一等には入るものと思ふ生酒は御承知の通り半製品なるが故に幾多の操技を要すべし今後手入の如何により其酒ともなり不良酒ともなる故に注意の上向上に努められたし今回の成績により考ふるに今一段の努力を願ひたし御承知の通り都濃部、玖珂部の如き此處數年間に於て大に覺醒し非常に努力をして居ます水質の選定は勿論精米の設備に伴ふ精白に注意せり之れ酒質は精白度の如何にありと考へられたるにあり又先般開催せられたる玖珂部の酒の最上酒を交へて審査せるに最上酒に遙かに優れるものあり其の進歩は著しきものありて都濃部を抜かんとしているのであります都濃部を凌ぐに至る本郡今回の成績は當局の勸誘指導宜しきによるものならんも皆様の注意により杜氏も奮發したる結果此の良成績を挙げたるものなるべし今後精米に重きを

置き一層の努力を願ひたし、然し酒類醸つて考ふるに財界の景氣の良くなるか悪しくなるかは豫知し難きも若し景氣が悪くなりたるときは品質の良きものは販路を廣く求むることを得るも品質の悪しきものは販路も困るものあらんかと思ふ故に良き酒を造り而も安く賣ること御心懸あらんことを希望します

□萩製菓組合の設立

萩町菓子製造業者は其の關係業者を包含せる組合を組織し左記規約を設けて相互の融和を圖り一面新業の改良發達を期せんとし本年一月孤々の聲を挙げたるが現在組合員三十七名を有せり

▼萩製菓組合規約

第一章 目的
 第一條 本會を萩製菓組合と稱す

第二章 事務所
 第二條 本會の事務所を萩町久繼富之進方に置く

第三章 役員
 第三條 (イ) 本會々員相互の親睦を計ること (ロ) 製菓一般の研究

(ハ) 人格の向上
 (ニ) 思想の善導
 (ホ) 相互の福利増進

第四章 役員

第四條 會員は一般菓子業者及び其の關係業者とす
 第五條 會員を分ちて名譽會員特別會員普通會員准會員とす

一、名譽會員は知名の士及び本會に功勞有るものにして役員會の推薦に依るものとす
 二、特別會員は菓子業者に非ずして本會に入會せる
 三、普通會員は一般菓子業者にして本會々費を納入するもの
 四、准會員は菓子業者にして十八才未満のもの

第五章 會費

第六條 會費金左の通り出金すること
 一、名譽會員 會費を不要
 一、特別會員 金壹圓
 一、普通會員 金五拾錢
 一、准會員 金貳拾五錢

第七條 本會に左の役員を置く
 組合長 一名
 副組合長 一名
 會計 二名
 評議員 若干名
 幹事 若干名
 役員は名譽とす

第八條 役員は左の權限の事を定む

一、會長は本會一切の事務を統轄し會議に議長とし
 二、副會長は會長を補佐し會長不在の時は會長の代理を掌るものとす
 三、會計は一般の會計を掌るものとす
 四、評議員は會の評議に預り其の可否を決す
 五、幹事は會長及會計を補佐して會の親睦を進行せしむ

第九條 役員は任期は一年とす

第十條 名譽會員は相談役として本會役員と同等權利とす

第十一條 本會を分ちて定期總會、臨時總會、役員會とす

第十二條 定期總會は毎年一回宛一月に之を開く

但會長及び役員會に於て必要と認めたる時及び
全員三分の二以上の請求に依り開く事を得役員
會は會長の必要と認めたる時及び役員三名以上
の請求に依り開く事を得

第十三條 研究會は毎月十五日に開催し修養會は臨時に
開會す

但し總會の月及び八月は休會とす

第八章 投票決議

第十四條 投票は無記名とす

第十五條 役員選舉は無記名連記投票とす

第十六條 總會の決議は出席會員の多數決とす

第十七條 役員會の決議は出席の多數を以て可否同數な
る時は議長之を決定す

第十八條 議長は投票する事を得ず

第九章 親 睦

第十九條 本會は親睦を達せん爲めに左の事業を成す

春秋臨時親懇會を開くことあるへし
會員の慶事を祝し不幸を吊ふ

死亡の有る時は生花及高張一對を贈り會員會葬慶
事も之に準す

但し本會へ通知なきものは此限りにあらず

第十章 罪 則

第二十條 左の事項を爲せるものは役員會の決議に依り
除名す

一、惡意を以て本會の主旨に反する行爲あるもの

二、本會の名譽を損したるもの

三、會費三ヶ月以上の滞納者にして引繼ぎ納入せざ
るもの 但し會費は返還せず

第十一章 入會退會

第廿一條 新入會員は會員の紹介を要す退會は役員の決
議に依り之を許す又此場合は會費金を返還す

本會の會則は會員三分二以上の同意を得ざれば變更する
事を得ず

追 加

兵 事

町村兵事主任集會

四月十、十一の二日間本部會議事堂に於て町村兵事主任
集會を開催し主として徵兵事務に就き指示する所あり其
の事項及一年志願兵、一年現役兵、舊制六週間現役兵等

に關する願届につき注意したる事項左の如し

町村兵事主任集會

指示事項

一、徵兵検査は實に人權に關する重大義務にして其適否
は直に國軍の健康に影響するは勿論延いて陸軍の威信
に關する所頗る大なり殊に思想問題の喧々たる今日に
在りては徵兵検査は益々世人の注目を惹くに至るを以
て各位の責任重大なり故に克く關係諸法規の研究を遂
げず毫も遺漏なきを期せられたし

二、徵兵検査に就て意想外の失策を豫防せんとするには
勿論各位の努力に待つこと最も多しと雖關係法規の研
究の外上司よりの注意事項質應答は之を閲讀參考の
資となし其主旨精神を誤解せざる様要望す

關係法規

1、徵兵令2、徵兵事務條例3、徵兵事務條例施行細
則4、徵兵検査規則5、陸海軍徵兵身長定限表6、一
年志願兵條例7、一年現役兵條例施行細則8、一年現
役兵條例9、一年現役兵條例施行細則10、朝鮮台灣樺
太支那等にあるもの、徵兵身体検査の件11、陸軍六週
間現役兵條例12、陸軍六週間現役兵條例施行細則13、
陸軍召集規則14、第五師管徵兵事務取扱手續

三、壯丁豫習教育は之を青年團に於て實施する夜學會若
くは補習教育に一任せらるゝものと在郷軍人會と協力

實施せるものとあり其の何れに依るも青年團と在郷軍
人會とは常に一致協力して其の成績の向上を期する如
く指導せられたし

四、大正十年度に於ける一般壯丁の志氣、態度、動作服
裝にありては前年に比するに其の成績の觀るべきもの
あり例へば検査場への往復途中隊伍を編成し能く指揮
者の令に従ひ整然として検査場へ參集検査場に於ける
容儀作法等も可なり且つ服裝も概ね質素絹布類の著用
者減少せるを喜ぶと雖も尙所望の點に達せざるもの
あり即ち受檢人員中絹布著用者のある如く又は受檢の
爲態々衣服を新調せるもの或は他人より借着をなすも
のあり自分の所持し居るものにて適當なるものを著用
せしむる様指導されたし之等に對し其の原因は知るへ
からざるも他に事情あり本人其他の誤解より生したる
ものにあらずや研究改善の餘地なしとせず想ふに將來
は外觀の美を飾ることなく眞摯質朴清潔なる衣服は壯
丁の誇たり又地方の美風とするに足るものたるの精神
を涵養せられたし

五、現役志願者は大正十年度は郡内を通して増加したる
は國家の爲め慶賀に堪へざる所なり其の増減は町村に
於ける青年志氣の振奮を卜するに足るものにして年々

其数の増加せむことを希望する所なるも條例第三十三條志願者に付ては苟も強制的懲罰に依りて之か増加を圖らむとするか如きことなき様せられたし

阿武郡に於ける現役志願者人員表

區分	年次	大正	正	七	八	九	十	平均
令第十二條志願者	五年	三九	四四	三三	二五	三一	五六	三八
條例第三條志願者	三年	三七	三三	三〇	二五	二三	五三	三一

六、舊制に依る徵集猶豫を受けむ爲學校在學中の故を以て學校長の証明書と添へ猶豫を願出て其特典を濫用せむとするにあらすやと疑はるゝもの昨十年度に於てありたるは遺憾なり在學の事實を精査し其事實なしと認めらるゝものは猶豫せられざるに付深く留意せられんことを望む

七、トラホーム花柳病は逐年減少の傾向あるは慶賀の至りに堪へす各位及青年團長の努力なりと信す然るに入營時に於ける花柳病患者の逐年増加するは頗る遺憾に堪へず將來此點に留意せられ之か減少に努力あらむことを望む

トラホーム及花柳病患者累年比較表 阿武郡

種別	年次	大正	正	七	八	九	十
トラホーム患者	五年	四二	二八	〇	八六	四五	〇五
	六年						六六

花柳病患者	五〇	二四	二五	一五	二五	一三
入營時花柳病患者			七、二	三、三	五、〇	五、八

八、徵兵忌避者は大正八、九年度は皆無なりしか大正十年度に於ては告發せられざりしも本郡に於て其疑あるもの三名ありたるは遺憾とする所なり熟れも高等小學校卒業以上の教育を受け皆中等以上の生活程度の者に於て之等の多くは偶發的視力障礙を誇大に訴へたるものなり如斯非國民的行爲者は將來絶対に根絶する様努力せられたし

九、逃亡失踪所在不明者の捜査に就ては法規の示す所に依り著々實施せられあるを信するも昨年度に於ける山口聯隊區管内所在不明等の爲徵集延期の處分をなしたる人員は四百七十五名にして前年より一名を増加せり而して所在發見の上徵兵處分をなしたる者は十九名にして前年に比し九名を増加するに至りしは喜ぶべしと雖尚希望の點に達せざるを遺憾とする所なり之か捜査發見に付ては一層家族親族等に具體的方法を指導せられ或は其他の官憲と連繫する等有ゆる手段を講じて之か減少を期する爲め一段の努力を望む

十、初年兵入營の際に於て赤禱又高札を附する等壯丁中之を忌み實行せざる者少なからざるに付今後之を廢し朝鮮等の部隊に入營する者にして該部隊より録め標示を規定したる者に在りては該規定に依る事なれり

參考資料

學校名	男	女	計	本 位	月 分	前 位
長田	九九、七七	九九、二一	九九、五八	三	二	三
半田	九九、一七	九九、二〇	九九、三八	三	二	三
宇目	九九、四〇	九八、八七	九九、一二	三	二	三
佐々	九九、四三	九八、七三	九九、〇八	三	二	三
立野	九八、七三	九九、二七	九八、九九	三	二	三
三谷	九九、五〇	九八、二〇	九八、九八	三	二	三
三見	九七、七七	九八、五一	九八、一五	三	二	三
三福	九七、八八	九七、九七	九七、九二	三	二	三
紫野	九七、六八	九七、九四	九七、八一	三	二	三
鈴川	九六、二一	九八、九九	九七、五四	三	二	三
福川	九六、八五	九八、〇四	九七、四一	三	二	三
多磨	九七、七四	九六、九三	九七、三五	三	二	三
川上	九七、八六	九六、八一	九七、三二	三	二	三
木間	九七、一四	九六、七五	九六、九二	三	二	三
徳佐	九六、八七	九六、八九	九六、八八	三	二	三
越前	九六、一七	九七、五三	九六、八五	三	二	三
大井	九七、一九	九六、四七	九六、八一	三	二	三
大島	九八、九六	九四、七九	九六、六五	三	二	三

目次

- 一、町村立小學校尋常科兒童出席步合表(二月)……………一
- 二、同 高等科兒童出席步合表(同)……………三
- 三、同 尋常科兒童出席步合表(三月)……………五
- 四、同 高等科兒童出席步合表(同)……………七
- 五、阿武郡戸數人口(大正十年末)……………九

學 校 名	男	女	計	本 順	月	前	位
二、町村立小學校高等科兒童出席歩合表					二月分		
椿西	一〇〇、〇〇	九九、五七	九九、七九		一		一
三谷	九九、六五	一〇〇、〇〇	九九、七五		二		一
宇田	九九、五〇	一〇〇、〇〇	九九、七三		三		一
嘉年	九九、三四	一〇〇、〇〇	九九、五九		四		二
紫福	九九、〇五	九九、五二	九九、一二		五		一
高俣	九八、七七	一〇〇、〇〇	九九、〇二		六		一
彌富	九八、五五	一〇〇、〇〇	九九、九七		七		一
佐並	九九、六一	九九、八〇	九九、八五		八		〇
奈古	九八、七三	九八、六七	九八、七〇		九		六

備考 高瀬小學校ノ前月ニ比シテ成績不良ナルハ流行性感胃ノ爲メ欠席者ヲ多ク出セシニヨル

郡平均
前月 本月

高上吉
小川部

九〇、七〇
八八、四二
八五、〇八

九五、五三
九六、〇一

八八、四二
八九、三三
九一、七九

九五、一一
九四、七一

八九、五六
八八、八一
八八、六三

九五、三三
九五、三八

三九
四〇
四一

三九
四〇
四一

學 校 名	男	女	計	本 順	月	前	位
相島	九五、二四	九七、三〇	九六、四九		一九		一〇
白水	九六、五八	九六、二九	九六、四五		二〇		二
見島	九七、一六	九五、五九	九六、四〇		二一		一
龜山	九四、四七	九七、九〇	九六、〇九		二二		一
地福	九六、五六	九五、三九	九六、〇二		二三		一
下川	九六、八七	九四、三八	九五、八八		二四		二
彌富	九五、六二	九五、八六	九五、七四		二五		二
高明	九五、二九	九五、七六	九五、五二		二六		三
高俣	九六、四三	九三、八二	九五、二二		二七		三
福田	九五、五六	九四、五三	九五、〇七		二八		二
奈古	九六、二二	九三、一八	九四、七九		二九		三
小川	九五、六三	九三、五七	九四、五八		三〇		三
嘉年	九五、二五	九二、五五	九三、九六		三一		二
藏喜	九二、三六	九五、六五	九三、九一		三二		一
明倫	九三、九二	九三、六二	九三、七七		三三		一
篠目	九三、〇七	九四、三三	九三、六八		三四		〇
椿東	九四、一七	九二、八九	九三、五四		三五		〇
育英	九四、六〇	九二、九八	九三、二五		三六		三
生育	九三、八九	八九、七九	九一、六七		三七		三
野生	九〇、三五	九三、〇三	九一、四九		三八		二

學校名	男	女	計	本順	月	前	位
半田	九九、四〇	九九、〇八	九九、三〇	三	三	三	二
宇田	九九、一三	九九、一七	九九、一五	三	三	三	三
篠田	九八、六五	九九、五二	九九、〇八	三	三	三	三
明木	九八、五二	九九、一三	九九、八一	三	三	三	三
依木	九九、〇七	九八、五六	九八、八一	三	三	三	三
高瀬	九七、三三	九九、八六	九九、八〇	三	三	三	三
鈴川	九八、九七	九九、六五	九八、八〇	三	三	三	三
下野	九八、七九	九九、四〇	九八、六五	三	三	三	三
三野	九八、六一	九九、〇〇	九八、六四	三	三	三	三
椿高	九八、四三	九九、二七	九八、六〇	三	三	三	三
長野	九八、五二	九九、三八	九八、五〇	三	三	三	三
立川	九八、〇三	九九、五九	九八、三〇	三	三	三	三
多島	九七、二二	九九、三七	九七、七四	三	三	三	三
相島	九七、九一	九九、五五	九七、六五	三	三	三	三
越濱	九六、四三	九九、七五	九六、九六	三	三	三	三
木間	九七、六七	九九、二六	九六、九五	三	三	三	三

三、町村立小學校尋常科兒童出席歩合表

學校名	男	女	計	本順	月	前	位
大島	九七、四〇	一〇〇、〇〇	九七、九六	一	一	一	〇
坐雲	九六、四三	九九、四九	九七、七九	一	一	一	〇
白水	九九、〇五	九八、三六	九七、四一	一	一	一	〇
地見	九七、八八	九六、一六	九七、〇六	一	一	一	〇
三見	九八、二九	九四、八九	九七、〇三	一	一	一	〇
吉部	九五、五七	九八、四八	九七、〇三	一	一	一	〇
明木	九七、七〇	九五、九二	九七、〇〇	一	一	一	〇
篠井	九七、五二	九六、三二	九六、九四	一	一	一	〇
大井	九五、三八	九八、〇五	九六、五一	一	一	一	〇
育英	九五、四三	九七、四三	九六、一五	一	一	一	〇
福田	九五、一九	九七、〇〇	九五、八七	一	一	一	〇
小東	九四、〇五	九九、三五	九五、二一	一	一	一	〇
明倫	九四、七〇	九六、〇〇	九五、〇七	一	一	一	〇
川上	九四、三五	九五、二二	九四、八〇	一	一	一	〇
德佐	九二、二六	九四、五一	九四、四九	一	一	一	〇
多島	九五、二〇	九二、四五	九四、二四	一	一	一	〇
見島	九二、一三	九六、七四	九二、一三	一	一	一	〇
郡平均	九六、一七	九六、七四	九六、四九	一	一	一	〇

彌富	奈古	明木	篠目	吉部	宇田	佐並	大島	高俣	學校名	郡平均		上小	生小	野呂
										前月	本月			
九八、四二	九八、七五	九九、八〇	九八、九三	九八、八七	九九、三七	九九、六七	九九、七二	一〇〇、〇〇	四、町村立小學校高等科兒童出席歩合表	九五、五三	九六、二五	八八、二九	九三、七一	九二、〇七
九七、三七	九七、九二	九七、七八	九八、八五	九九、二〇	九九、七三	九九、六九	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇		九五、一一	九五、七三	九三、八三	八六、五三	八九、八三
九八、一二	九八、三九	九八、四二	九八、八九	九九、〇四	九九、五三	九九、六八	九九、七八	一〇〇、〇〇		九五、三三	九五、九九	八八、七三	九一、〇一	九一、〇四
九	八	七	六	五	四	三	二	一		三月分	二	一	四〇	三九
七	九	一五	一六	一四	三	八	一〇	六	本順	一	一	三	三	四〇

大井	嘉年	地福	龜山	奈古	椿東	吉部	大島	高俣	川上	育英	徳佐	福田	明倫	藏喜	紫福	見島	白水	三谷	彌富	學校名	郡平均		上小	生小	野呂	
																					前月	本月				
九一、五一	九三、三一	九三、〇一	九二、九〇	九五、九九	九四、九四	九五、四四	九七、六四	九六、五六	九五、七九	九五、二七	九五、二一	九六、四八	九六、二四	九四、七八	九七、〇三	九七、二四	九六、六八	九六、八五	九六、一五	目	九三、三一	九三、〇一	八八、二九	九三、七一	九二、〇七	
九二、一七	九一、〇一	九三、四〇	九四、八八	九一、九四	九三、八一	九三、〇七	九二、二一	九二、四六	九三、九五	九四、二三	九五、九二	九六、二一	九五、三七	九八、〇六	九五、八九	九五、七三	六九、三六	九六、八六	九七、七一		女	九二、一七	九一、〇一	九三、八三	八六、五三	八九、八三
九一、八六	九二、二三	九三、二〇	九三、八四	九四、〇九	九四、一〇	九四、二六	九四、四六	九四、六四	九四、八五	九五、二〇	九五、五六	九六、二二	九六、四四	九六、三五	九六、四五	九六、五〇	九六、五四	九六、八五	九六、九二		計	九二、二三	九三、二〇	八八、七三	九一、〇一	九一、〇四
三七	三六	三五	三四	三三	三三	三三	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八		本順	三	二	四〇	三九	三八
一七	三一	二三	二二	二九	三五	三九	一八	二七	三三	一五	二八	三三	三三	三三	二九	二一	二〇	一七	二五	月	一	一	三	三	四〇	

町村	種目	五、阿武郡戸數		人口	現住戸數	大正十年末現在		計
		男	女			男	女	
萩	萩東	一一、六二七	一一、二九九	二二、八六六	三、三六九	六、八一五	七、五八八	一四、四〇三
椿	椿東	五、九〇四	五、八二九	一一、七三三	一、九三七	四、一九二	四、六二一	八、八一三
山	山田	一、八三一	一、八五三	三、六八四	五〇五	一、一九五	一、二三七	二、四三二
三	三見	二、九七三	二、八二七	五、八〇〇	八五三	二、二三七	二、二四八	四、四八五
明	明木	二、〇〇九	一、九一五	三、九二四	五八八	一、五一〇	一、六七六	三、一八六
佐	佐並	一、四四四	一、三九五	二、八三九	四二二	一、一四四	一、二九〇	二、三三四
川	川上	一、五七三	一、四九一	三、〇六四	四六七	一、三一九	一、三二〇	二、六三九
篠	篠生	二、二八一	二、一一二	四、四〇三	七八五	二、二五一	二、〇四三	四、二九四
計	計	一、四一六	一、三四五	二、七六一	五三一	一、三二二	一、三〇六	二、六二八

學校名	男	女	計	本	前	位
椿西	九七、三六	九八、三八	九八、〇一	一〇	一〇	一
明倫	九七、五三	九八、二六	九七、七五	一一	一一	二
多磨	九七、五五	九七、四四	九七、五一	一二	一二	三
三見	九七、一四	九八、〇四	九七、四八	一三	一三	四
育英	九六、三三	九八、〇〇	九七、二八	一四	一四	五
小川	九七、一八	九五、九五	九六、八四	一五	一五	六
福川	九六、六九	九六、九七	九六、七九	一六	一六	七
白水	九七、六一	九五、六九	九六、七六	一七	一七	八
川上	九五、三〇	九九、三七	九六、六四	一八	一八	九
紫福	九五、四八	九九、四三	九六、一九	一九	一九	一〇
嘉年	九五、四二	九七、三八	九六、一七	二〇	二〇	一一
福田	九四、二七	九八、二〇	九五、七三	二一	二一	一二
生雲	九四、九一	九七、〇六	九五、七二	二二	二二	一三
三谷	九四、四〇	九八、五〇	九五、五七	二三	二三	一四
椿東	九五、九七	九四、〇五	九五、一五	二四	二四	一五

合	見	六	田	小	彌	須	福	宇	奈	大	紫	福	吉	高	嘉	德	地	生
計	島	島	崎	川	富	佐	賀	郷	古	井	福	川	部	俣	年	佐	福	雲
六五、九六九	一、四五八	一、一八八	二、三八七	二、三一四	一、四六七	三、三二九	一、四三三	一、二二九	二、四六五	一、八三四	一、七七九	二、七三三	一、六三一	一、四一九	一、二〇五	二、八二七	一、七六五	二、五一八
六四、三六六	一、四三六	一、〇九〇	二、二五七	二、一九四	一、四二五	三、二二四	一、三六〇	一、一六〇	二、三八三	一、七八九	一、六三五	二、五二六	一、五五六	一、三〇九	一、一三八	二、七五二	一、七一三	二、四〇三
三三〇、三三五	二、八九四	二、二〇八	四、六四四	四、五〇八	二、八九二	六、五五三	二、七九三	二、三八九	四、八四八	三、六二三	三、四一〇	五、二五九	三、一八七	二、七二八	二、三四三	五、五七九	三、四七八	四、九二一
二二、九三四	四〇〇	三三二	八一四	九六四	六〇七	一、二八八	五六〇	四〇二	七八五	五五九	六二〇	九一九	五三四	四九九	四七三	一、二〇〇	六四九	八八二
五二、五一二	一、二五三	一、〇八一	二、二〇九	二、一三七	一、三八四	二、八七二	一、三四一	一、〇六八	二、一三〇	一、五〇六	一、四四一	二、三八四	一、二六六	一、一八二	九九七	二、七八四	一、五六一	一、九三一
五三、五一四	一、二五〇	一、〇八四	二、一二五	二、〇八一	一、三六四	二、八〇〇	一、三〇三	一、〇八六	二、一八一	一、五七二	一、四二五	二、二六一	一、二二九	一、一〇三	九八六	二、六五〇	一、五六九	一、八五六
一〇五、六六六	二、五〇三	二、一六五	四、三三四	四、二一八	二、七四八	五、六七二	二、六四四	二、一五四	四、三一	三、〇七八	二、八六六	四、六四五	二、四九五	二、二八五	一、九八三	五、四三四	三、一三〇	三、七八七